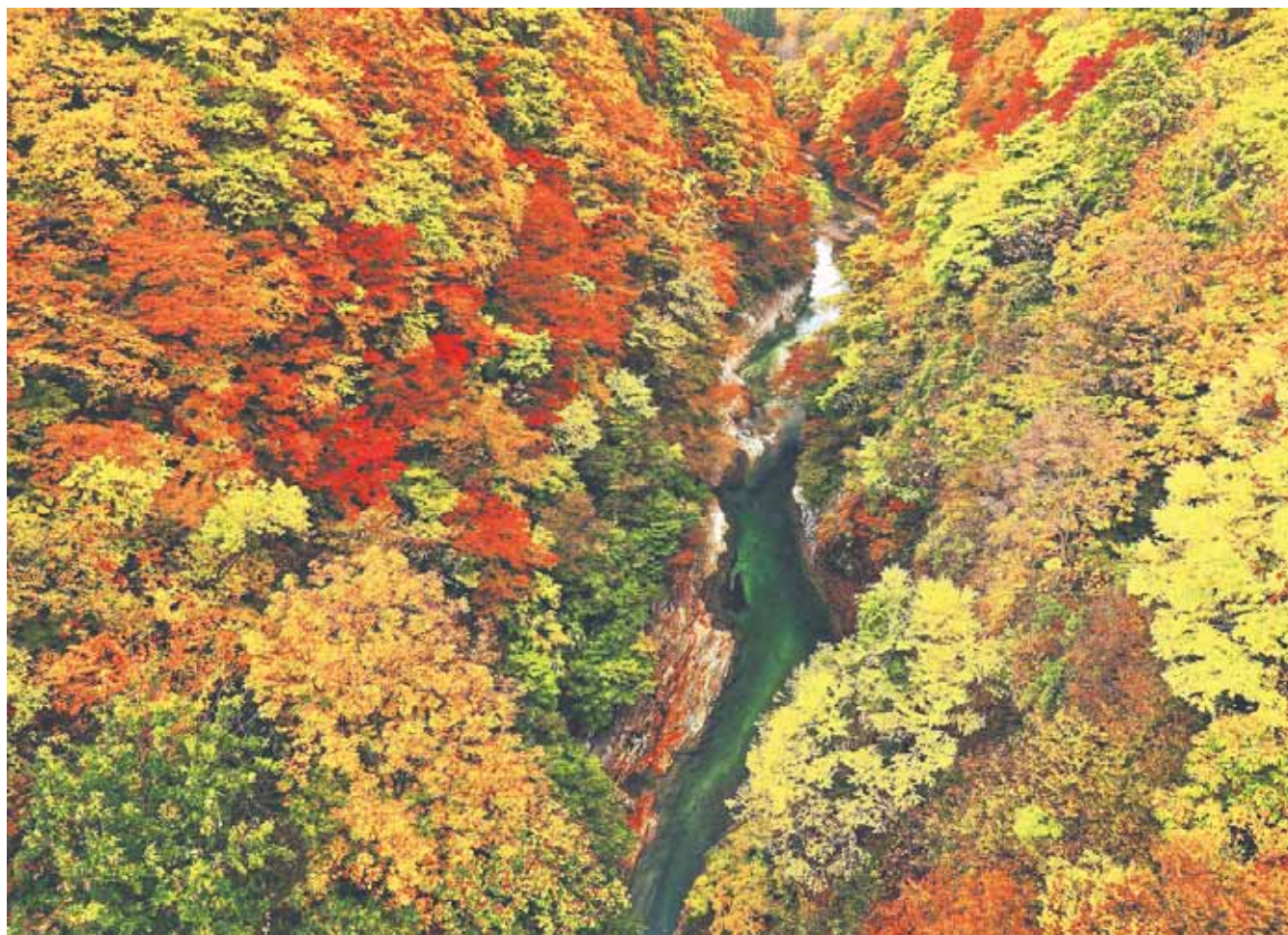


東北税政連

発行所
東北税理士政治連盟
仙台市若林区新寺一丁目7-41
電話 022-293-0503
HP <https://www.tohokuzeiseiren.jp/>
発行責任者 工藤 重信
編集責任者 森 智恵子
印刷所 (株) 孔栄社



秋を彩る (秋田・湯沢市小安峡)

山本 登 (秋田南)

主要目次

第50回定期大会	2
令和4年度収支決算承認の件	7
令和5年度収支予算決定の件	7
各機関の審議概況	8
後援会による陳情・懇談会等の実施状況	9
東北税理士政治連盟組織一覧	12
日本税理士政治連盟の会議出席状況	13
あいさつ要旨：東北税理士政治連盟会長	14
あいさつ要旨：日本税理士政治連盟会長	15
あいさつ要旨：東北税理士会会長	16

合同懇親会	17
新役員のあいさつ	18
退任のあいさつ	20
創立50周年記念講演会を開催	22
国会議員に税制改正を陳情	23
税理士による国会議員等の 後援会結成状況	24

第 50 回 定 期 大 会

特定災害損失の繰越期間延長は陳情活動の成果

全議案を原案どおり可決承認

東北税理士政治連盟は、9月4日、仙台国際ホテル（仙台市）において、名越隆雄日本税理士政治連盟副会長、高澤圭一東北税理士会会長及び澤村正夫東北税理士協同組合理事長を来賓に迎え、第50回定期大会を開催した。

大会終了後行われた合同懇親会には、国会議員・議員秘書が出席し、親しく懇談をかわした。

第50回定期大会は、東北税理士政治連盟規約に基づき、代議員及び本部役員74名が出席し開催した。

有坂信彦副幹事長の司会進行により、初めに青木正会長から挨拶（別掲）があった。

来賓紹介の後、議長には菊池康弘議員（盛岡支部）、副議長には高梨徹也代議員（山形支部）が選任され、また、議事録署名人には平野由紀子代議員（仙台北支部）、宍戸忠代議員（仙台中支部）が氏名され、直ちに議事に入った。



第 1 号議案

令和 4 年度

運動経過及び組織活動報告承認の件

吉田恵幸幹事長から、各項目について、概ね次のような提案説明があった。

祝 東北税理士政治連盟 第50回定期大会



運動経過の概要

東北税理士政治連盟（以下「本連盟」という。）は、日本税理士政治連盟（以下「日税政」という。）及び日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）並びに東北税理士会の基本施策に則り、第49回定期大会で決定した運動方針及び組織活動方針に基づき、各県税理士政治連盟（以下「各県税政連」という。）及び「税理士による国会議員等後援会」（以下「後援会」という。）の協力を得て税理士の社会的地位の向上実現のため各種施策、運動を実施した。

税制改正への対応については、「令和 5 年度税制改正に関する重要建議・要望項目」の記載内容を中心として、納税者の立場から幅広い議論がより一層推進されるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう陳情活動を行うとともに情報収集を行った。

なお、令和 2 年度以降続いていた新型コロナウイルスによる活動自粛については、国の方針により緩和されたことから、対策を取りながらも徐々に通常の活動に戻すことができた。

1 第26回参議院議員通常選挙への対応について

本連盟は、第26回参議院議員通常選挙（令和 4 年 6 月22日公示、7 月10日投開票日）においては、令和 4 年度の推薦審査会を経て、各県税政連から推薦候補者を募り 4 名を決定し 3 名が当選した。



2 公正な税制の確立及び税務行政改善のための運動について

令和5年度の税制改正に対し日税政は、日税連建議書から日税連と協議により最重要建議・要望項目3項目及び個別要望項目10項目からなる重点要望項目を抽出した。国会議員向けの要望書を令和4年6月30日の幹事会で決定した。

東北税理士会がかねてより提案してきた「災害損失控除制度の創設」が2年続けて日税連の税制改正建議書で最重要項目とされていたが、令和5年度においては重点要望項目の筆頭に位置付けられた。

本連盟としては東北税理士会及び各県税政連並びに各後援会と一丸となって陳情活動に取り組んだ結果、特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰越控除の期間を3年から5年に延長するとの改正実現を得るに至った。

情報収集の強化に関しては、前年度に引き続き日税政と連携し、迅速かつ的確に対応した。

令和5年度税制改正大綱等に取り上げられた主要要望事項は、次のとおりである。

- 特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰越期間の延長
- インボイス制度導入に対する中小企業者の実務を踏まえた負担軽減措置
- 相続時精算課税制度の使い勝手向上など

令和5年度の税制改正に関する法案は、3月28日成立し、4月1日施行された。

3 東日本大震災の教訓を生かした大規模災害への対応について

東日本大震災の教訓を生かした、今後起こりうる大規模災害への対応について、本連盟は、継続して災害損失控除制度の創設を要望するなど日税政及び日税連並びに東北税理士会と連携し、税務の専門家に相応しい提言を行った。

その結果、令和4年12月7日の自民党税調において、福島2区の根本匠衆議院議員より災害損失控除の期間延長の発言があり、翌8日主税局より特定非常災害に係る損失の繰越控除制度の見直し（案）が提示され実

現に至った。

所得税の計算上、所得金額からの控除順番として損失控除は社会保険料控除や扶養控除等の控除より先に差し引かれるため、個人の担税力を考慮されていない計算となっている。この控除の順番は今回改正されなかったものの、災害損失の適用期間が3年から5年に延長されることとなったことは、令和2年度より実に4年越しの陳情の成果である。

4 推薦国会議員等の後援会対策等について

本連盟は、後援会のあり方を重要課題として位置づけ、後援会の組織拡大と活動の活性化を図るため、各県税政連と連携して、推薦国会議員に対し、政治活動を支援する組織として後援会づくりを推進してきており、現在は21後援会が結成されている。

各後援会は、税制改正要望の実現、税務支援事業への理解など税理士業界が抱える課題の解決に向けて国会議員等に強く要望した。

7月14日には、東北税理士会館において後援会会長及び幹事長を対象に、東北税理士会倉成磨調査研究部長を講師に「税制改正建議と税政連の役割～重点要望事項を中心として～」をテーマに研修会を実施した。併せて「後援会会長連絡会議」を開催し税理士による国会議員等後援会活動の活性化を要請した。

8月末が財務省・総務省への税制改正要望の締め切りであることから、7月よりの早期陳情活動が必要であることを伝えた。

各後援会会長及び幹事長22名、本連盟役員19名が参加した。

また、後援会活動の周知と会員の一層の理解に資するため、「東北税政連だより」等に後援会活動の記事を掲載した。

5 税理士会の行う税務支援等について

本連盟は、毎年税理士会が確定申告期に行っている税務支援について理解を得るため、推薦国会議員等に対し、その実態の視察を依頼し、状況等を説明することを各県税政連に要請した。

本年度は、確定申告期間中に延べ9人の国会議員が無料相談会場を視察した。

その際に、税理士会独自の社会貢献事業、電話相談



を含めた地域住民に対する税務支援の趣旨について説明し、理解を求めた。

6 組織・財政への対応及び広報について

本連盟は、各県税政連の会費収納率向上のための施策として、新規会員に対する税理士証票伝達式を活用して、本連盟の組織及び活動状況を説明し、理解と協力を求めた。機会のある都度、会費収納率の向上を訴えた。

会員に対し「東北税政連だより」及び本連盟ホームページ等を通じ、本連盟及び各県税政連の活動状況とその成果を報告するとともに、独自リーフレット「税理士政治連盟にご理解を」及び日税政より支援の「税政連の理解を深める為のリーフレット」を作成するなどして理解と協力を得よう努めた。

10月20日には宮城県支部連合会のご協力をいただき、宮城県税理士政治連盟と連携し「令和 4 年度税制改正と今後の検討課題」をテーマに財務省主税局総務課大臣官房企画官松井誠二氏を講師に迎え研修が行われ、152名の参加があった。



第 2 号議案

令和 4 年度収支決算承認の件

成瀬廣副幹事長から、収支決算、財産目録について順次説明があり、引き続き加賀谷清孝監事から監査報告があった（7 頁）。

議長は、第 1 号議案について採決を諮ったところ、満場一致をもって原案通り可決承認された。

引き続き、第 2 号議案について採決を諮ったところ、満場一致をもって原案通り可決承認された。

第 3 号議案

令和 5 年度 運動方針及び組織活動方針決定の件

吉田幹事長から、各項目について、概ね次のような提案説明があった。



一 運動方針

本連盟は、税理士による国会議員等後援会の活動を活性化し、その力を最大限に発揮するため、各県税政連と連携して地域に密着した政治活動を推進するべく、具体的課題に積極的に対応する。

予想される衆議院議員解散総選挙への対応については、各県税政連及び各後援会と連携し強力な運動を行う。

税制改正への対応については、納税者の立場から幅広い議論がより一層推進されるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう運動を行うとともに情報収集の更なる強化に努める。

東日本大震災の教訓を生かした、今後起こりうる大規模災害への対応については、震災関連税制等に対し、税理士の職能を生かした実務に即した提言を行い、速やかな復旧・復興に貢献するため日税政及び東北税理士会と連携して積極的に対応する。

税務行政改善への対応については、納税環境整備に係る議論の流れに対応し、国民の権利及び利益の救済ないし保護に資するよう検討と対策を積極的に推進する。

税理士制度に大きな影響を与える制度改革や他士業資格制度の見直し等の動向については、その情報の収集に努め、迅速かつ的確に対応する。

これらの実現のため、税理士の社会的地位向上を目指して、各県税政連及び各後援会との連携を密にし、政治力と学会体制を一層強化して、国民的理解を得ながら次に掲げる目標達成のための運動を強力に展開する。

- 1 進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
- 2 公正で合理的な租税制度の確立
- 3 税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充

二 重点運動

上記の運動方針に基づき、本連盟の目的を達成するため、納税者のための真の代表を国会に送り、国会その他政治機関との意思の疎通を図るとともに、推薦国会議員等の後援会をはじめ、あらゆる機会を通じ日常の政治活動を行うこととし、更なる税理士制度の発展のために次の重点運動を強力に推進する。

- 1 令和6年度税制改正に対し納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう運動を行う。
- 2 東日本大震災の教訓を生かし、今後起こりうる大規模災害での復旧・復興に貢献するため、震災関連税制等に対して税理士の職能を生かした実務に即した運動を行う。
- 3 推薦国会議員等後援会を充実強化し、政治活動を行う。
- 4 公正な税制の確立及び税務行政改善のための運動を行う。
- 5 税理士会への強制入会制と税理士業務の無償独占の堅持のための運動を行う。

三 組織活動方針

令和5年度運動方針の目標を達成するため、次の運動を展開する。

1 政策委員会

- (1) 本年度運動方針に基づき、本連盟の具体的施策を策定する。
- (2) 東北税理士会との連絡調整を図る。
- (3) 税理士の業務及び職域侵害行為を防止するための施策を進める。
- (4) 税理士の社会的貢献及び業務を確保・拡充するための施策を進める。



2 財務委員会

- (1) 本連盟財政の強化と健全な運営に努めるとともに、長期的観点に立って財政の充実策を検討する。
- (2) 各県税政連の会費収納率向上のための施策を引き続き推進する。

3 組織委員会

- (1) 本連盟組織の見直し及び組織活動の強化を図る。
- (2) 各県税政連との連絡調整及び連携強化を図る。

4 国対委員会

- (1) 本連盟の事業遂行に必要な情報を収集し、国会活動対策を企画立案すると共に、陳情等の具体的運動を実施する。
- (2) 本連盟の選挙対策を企画立案し、具体策を講ずる。

5 広報委員会

- (1) 本連盟及び各県税政連の活動状況等を周知し、理解と協力を得るため、会報「東北税政連」を発行するほか、東北税理士会報の広告として「東北税政連だより」に活動内容を掲載する。
- (2) ホームページを通じて、積極的かつ迅速に情報を発信する。税理士業界を取り巻く各種情報の収集に努め、活用を図る。

6 後援会対策委員会

- (1) 後援会活動の活性化を図るための諸施策を推進する。
- (2) 本連盟の要望実現のため、後援会活動を通じ地元国会議員との連絡を密にし、強力な陳情を実施する。
- (3) 公職選挙法及び政治資金規正法等の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。

第4号議案

令和5年度収支予算決定の件

成瀬副幹事長から、令和5年度収支予算について順次説明があった。

議長は、第3号議案について採決を諮ったところ、満場一致をもって原案通り可決承認された。

引き続き、第4号議案について採決を諮ったところ、満場一致をもって原案通り可決承認された（7頁）。

第5号議案

東北税理士政治連盟規約一部改正の件

吉田幹事長から規約一部改正として副会長職に会長が選任した者をあてる一文を追記する旨の提案説明があった。

議長は、第5号議案について採決を諮ったところ、満場一致をもって原案通り可決承認された（8頁）。

第6号議案

役員任期満了に伴う改選の件

吉田幹事長から役員任期満了に伴う改選について提案説明があった。

祝 東北税理士政治連盟 第50回定期大会



本連盟役員の任期満了に伴い、本大会において会長（1名）、会計監事（3名）推薦審査会長（1名）を選任することになる。

議長から、選任方法を諮ったところ、「執行部一任」の発言があり、執行部から候補者名簿が配付され、選考経過の説明があった。

議長は、第6号議案について採決を諮ったところ、満場一致をもって原案通り可決承認された。

第 7 号議案

大会決議決定の件

須田悦子副幹事長から大会決議について提案説明が

あった。

議長は、第7号議案について採決を諮ったところ、満場一致をもって原案通り可決承認された。



引き続き各県代表より決議文の朗読があり、新役員を代表して工藤重信会長よりあいさつがあった。

次に、祝辞に移り、太田直樹日本税理士政治連盟会長（名越隆雄副会長代読）、高澤圭一東北税理士会会長からそれぞれ祝辞（別掲）をいただいた。

その後、祝電が披露され、斎藤榮一副会長の閉会の言葉で大会は終了した。

大 会 決 議

われわれ東北税理士政治連盟は、学会体制を強化し次の目標を達成するため、強力な運動を展開する。

- 1 われわれは、税理士制度の発展と、納税者のための真の代表を国会に送るため強力な運動を行う。
- 2 われわれは、納税者に信頼される税理士制度の確立を目指して強力な運動を行う。
- 3 われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- 4 われわれは、税制改正に際し、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を行う。
- 5 われわれは、税理士会への強制入会制と税理士業務の無償独占の堅持のための強力な運動を行う。
- 6 われわれは、税理士の業務及び職域に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を行う。

第2号議案

令和4年度収支決算承認の件

令和4年度収支決算書

自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日

(単位:円)

収 入 の 部			
科 目	4年度予算額	4年度決算額	差 異
会 費	12,440,000	12,440,000	0
受 取 利 息	300	119	181
寄 付 金 収 入	0	0	0
助 成 金 収 入	768,800	508,800	260,000
雑 収 入	500,000	576,000	△ 76,000
事 務 受 託 費	1,200,000	1,200,000	0
前 期 繰 越 金	11,536,864	11,536,864	0
政治活動資金準備金取崩	0	0	0
合 計	26,445,964	26,261,783	184,181

(単位:円)

支 出 の 部			
科 目	4年度予算額	4年度決算額	差 異
事 業 費	12,960,000	8,889,198	4,070,802
日 税 政 分 担 金	2,985,600	2,985,600	0
事 務 委 託 費	2,112,000	2,112,000	0
事 務 所 費	1,000,000	891,034	108,966
政治活動資金準備金繰入	4,000,000	4,000,000	0
予 備 費	3,388,364	0	3,388,364
次 期 繰 越 金	0	7,383,951	△ 7,383,951
合 計	26,445,964	26,261,783	184,181

財 産 目 録

令和5年6月30日現在

(単位:円)

資 産 の 部		
科 目	金 額	摘 要
現 金	213,779	手許有高
預 貯 金	17,910,172	普通預金(七十七銀行 No.232564) 7,291,037 定期預金(七十七銀行 No.3000536) 0 通常貯金(ゆうちょ銀行 No.8531561) 10,500,004 振替貯金(ゆうちょ銀行No.2270-6-22369) 119,131
合 計	18,123,951	

(単位:円)

正 味 財 産 の 部		
科 目	金 額	摘 要
正味財産	17,883,951	政治活動資金準備金 期首有高 5,560,000 当期繰入 4,000,000 当期取崩 0 期末残高 9,560,000 サポート募金 期首有高 940,000 当期繰入 0 当期取崩 0 期末残高 940,000 次期繰越金 7,383,951
合 計	17,883,951	

(単位:円)

負 債 の 部		
科 目	金 額	摘 要
未 払 金	240,000	定期総会助成金 福島県税政連 2 後援会 60,000 山形県税政連 1 後援会 30,000 岩手県税政連 2 後援会 60,000 秋田県税政連 2 後援会 60,000 青森県税政連 1 後援会 30,000
合 計	240,000	

第4号議案

令和5年度収支予算決定の件

令和5年度収支予算書

自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日

(単位:円)

収 入 の 部			
科 目	5年度予算額	4年度決算額	摘 要
分 担 金	12,395,000	12,440,000	5,000円×2,479人
受 取 利 息	300	119	
寄 付 金 収 入	0	0	
助 成 金 収 入	1,195,800	508,800	日税政
雑 収 入	900,000	576,000	広告料ほか
事 務 受 託 費	1,200,000	1,200,000	宮城県税政連
前 期 繰 越 金	7,383,951	11,536,864	
政治活動資金準備金取崩	0	0	
合 計	23,075,051	26,261,783	

(単位:円)

支 出 の 部			
科 目	5年度予算額	4年度決算額	摘 要
事 業 費	12,370,000	8,889,198	
日 税 政 分 担 金	2,974,800	2,985,600	1,200円×2,479人
事 務 委 託 費	2,112,000	2,112,000	
事 務 所 費	950,000	891,034	
政治活動資金準備金繰入	3,000,000	4,000,000	
予 備 費	1,668,251	0	
次 期 繰 越 金	0	7,383,951	
合 計	23,075,051	26,261,783	

(注) 必要により、幹事会の承認を得て政治活動資金準備金の取り崩し、科目間及び予備費を流用することができる。

第 5 号議案

東北税理士政治連盟規約一部改正の件

東北税理士政治連盟規約一部改正

改 正 案	現 行
東北税理士政治連盟規約を次のとおり一部改正する。 (副会長) 第 9 条 副会長は、県税理士政治連盟の会長である者及び 会長が選任した者をあてる。 2 現行どおり	(副会長) 第 9 条 副会長は、県税理士政治連盟の会長である者すべ てをあてる。 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長 が欠けたときは、会長の職務を行う。

各 機 関 の 審 議 概 況

大 会

令和 4. 9. 6

第49回定期大会（パレスへいあん）

第 1 号議案 令和 3 年度運動経過及び
組織活動報告承認の件第 2 号議案 令和 3 年度収支決算承認
の件第 3 号議案 令和 4 年度運動方針及び
組織活動方針決定の件第 4 号議案 令和 4 年度収支予算決定
の件

第 5 号議案 大会決議決定の件

幹事会等

令和 4. 7. 6

第 1 回正副幹事長会（東北税理士会館）

1 第49回定期大会議案について

2 第49回定期大会運営要領について

3 第26回参議院議員通常選挙につ
いて

4 各委員会会議報告について

5 今後の日程について

令和 4. 8. 2

第 2 回正副幹事長会（東北税理士会館）

1 第49回定期大会議案について

2 第49回定期大会運営要領について

3 各委員会会議報告について

令和 4. 7. 12

第 1 回幹事会（東北税理士会館）

1 第49回定期大会議案について

2 第49回定期大会運営要領について

3 第26回参議院議員通常選挙につ
いて4 研修会及び後援会会長連絡会議
の運営について

5 各委員会会議報告について

令和 4. 8. 2

第 2 回幹事会（東北税理士会館）

1 第49回定期大会議案について

2 第49回定期大会運営要領について

3 各委員会会議報告について

令和 4. 9. 6

第 3 回幹事会（パレスへいあん）

1 第49回定期大会の運営要領等に
ついて2 第56回日税政定期大会への対応
について

3 国会議員等への陳情について

(1) 早期陳情について

(2) 10月13日(木)一斉陳情について

4 関係団体と東北税理士会との連
絡協議会の開催について

5 会議等開催日程について

令和 5. 1. 11

第 4 回幹事会（ホテルメトロポリタン仙台）

1 新年賀詞交歓会の対応について

2 国会議員への陳情及び日税連新
年賀詞交歓会の対応について3 確定申告期における税務支援業
務等の視察等について4 50周年記念定期大会（令和 5 年
9 月 4 日）について5 各県税理士政治連盟会費収納状
況について

令和 5. 3. 23

第 5 回幹事会（東北税理士会館）

1 定期大会までの日程等について

2 50周年記念定期大会（令和 5 年
9 月 4 日）について3 税制改正陳情の反省と今後の対
応について4 国会議員による税務支援視察の
実施状況について

5 東北税政連の収支報告について

6 会費収納率の改善策について

7 各委員会会議報告について

研 修 会

令和 4. 7. 12（東北税理士会館）

研修会

「税制改正建議と税政連の役割
～重点要望事項を中心として～」

講 師 東北税理士会調査研究部

部長 倉 成 磨 氏

後援会会議

令和 4. 7. 12（東北税理士会館）

後援会会長連絡会議

1 後援会組織のあり方について

2 税制改正への陳情について

監 査

令和 4. 7. 14

（東北税理士会館）

会計監査

令和 3 年度会計監査

税理士会との連携

令和 4. 8. 23

「常務理事会」 笹田副幹事長出席

令和 4. 10. 3

「常務理事会」 笹田副幹事長出席

令和 4. 10. 14

「東北税理士会と関連団体との

連絡協議会」

青木会長、武田副会長、

吉田幹事長、有坂副幹事長出席

令和 4. 12. 4

「常務理事会」 笹田副幹事長出席

令和 4. 12. 1

「顧問・相談役との懇談会」

青木会長、笹田副幹事長出席

令和 4. 12. 2

「理事会」 笹田副幹事長出席

令和 5. 3. 24

「常務理事会」 笹田副幹事長出席

令和 5. 5. 9

「常務理事会」 笹田副幹事長出席

令和 5. 5. 10

「理事会」 笹田副幹事長出席

そ の 他

令和 4. 9. 23

「東日本六税政連役員連絡協議会」

青木会長、武田副会長、

工藤副会長、吉田幹事長

有坂副幹事長、小山内副幹事長

令和 4. 9. 29

「日本税理士政治連盟第56回定期大会」

青木会長、武田副会長、工藤副会長、

大橋副会長、吉田幹事長、

有坂副幹事長、森副幹事長

後援会による陳情・懇談会等の実施状況

1 東北税政連及び各県税政連陳情等の実施状況（税制改正について陳情）

令和4年7月25日 仙台市 櫻井充事務所

国会議員名等	所 属	陳情等出席者
櫻 井 充	自由民主党	青木正東北税政連会長 武田孫市宮城県税政連会長
若 松 謙 維	公 明 党 比 例	吉田恵幸東北税政連幹事長 有坂信彦宮城県税政連幹事長

令和4年8月10日 盛岡市 階猛事務所

国会議員名等	所 属	陳情等出席者
階 猛	立憲民主党 岩 手 1 区	工藤重信岩手県税政連会長 佐藤雄一郎岩手県税政連幹事長 三河春彦後援会会長 高橋淳後援会幹事長

令和4年8月11日 郡山市 郡山ビューホテルアネックス

国会議員名等	所 属	陳情等出席者
根 本 匠	自由民主党 福 島 2 区	青木正東北税政連会長 大橋健二福島県税政連会長 吉田恵幸東北税政連幹事長 柳内一彦後援会会長

令和4年8月29日 秋田市 寺田学事務所

国会議員名等	所 属	陳情等出席者
寺 田 学	立憲民主党 比 例	鈴木明夫秋田県税政連会長 宇佐見康伸秋田県税政連副幹事長 佐々木茂美後援会会長

令和4年10月13日 東京都 議員会館

国会議員名等	所 属	陳情等出席者
遠 藤 利 明	自由民主党 山 形 1 区	青木正東北税政連会長 武田孫市宮城県税政連会長
舟 山 康 江	国民民主党 山 形 県	工藤重信岩手県税政連会長 斎藤榮一山形県税政連会長
秋 葉 賢 也	自由民主党 比 例 東 北	吉田恵幸東北税政連幹事長 有坂信彦東北税政連副幹事長
土 井 亨	自由民主党 宮 城 1 区	千葉勇喜東北税政連副幹事長 鈴木誠山形県税政連幹事長
西 村 明 宏	自由民主党 宮 城 3 区	川合賢助後援会会長 佐藤登美子後援会会長
櫻 井 充	自由民主党 宮 城 県	
若 松 謙 維	公 明 党 比 例	
庄 司 賢 一	公 明 党 比 例 東 北	

令和 4 年10月15日 青森市 青森県税理士会館

国会議員名等	所 属	陳情等出席者
津 島 淳	自由民主党 比 例 東 北	西村晴夫青森県税政連会長 長谷川有実幹事長 里村敏明副幹事長 田中文貴副幹事長 柏秀人後援会会長

令和 4 年10月13日 東京都 財務省

国会議員名等	所 属	陳情等出席者
矢 野 康 治 植 松 利 夫 小 宮 敦 史	顧 問 国税庁長官官房審議官 国際租税統括官	青木正東北税政連会長 武田孫市宮城県税政連会長 工藤重信岩手県税政連会長 吉田恵幸東北税政連幹事長 有坂信彦東北税政連副幹事長 千葉勇喜東北税政連副幹事長

令和 5 年 1 月12日 東京都 議員会館

国会議員名等	所 属	陳情等出席者
根 本 匠	自由民主党 福 島 2 区	青木正東北税政連会長 吉田恵幸東北税政連幹事長

2 国会議員等に対する陳情等の活動実施状況

令和 4 年 7 月から令和 5 年 6 月

議員(後援会会長) 氏 名	所 属	陳情等 実施日	実施場所	陳 情 等 テ ー マ	陳情等出席者
木 村 次 郎 (石 塚 徹)	自由民主党 青森 3 区	令 4. 8. 29 令 5. 2. 25	弘 前 市 弘 前 市	税制改正建議 賀詞交歓会	石塚会長他 4 名 石塚会長他 1 名
階 猛 (高 橋 淳)	立憲民主党 岩手 1 区	令 4. 8. 10 令 5. 2. 18 令 5. 3. 26	盛 岡 市 盛 岡 市 盛 岡 市	税制改正建議 総会(本人) 講演会	三河会長他 3 名 三河会長他16名 高橋会長他 2 名
鈴 木 俊 一 (樋 口 一 男)	自由民主党 岩手 2 区	令 4. 9. 13 令 4. 12. 14 令 5. 2. 4	盛 岡 市 東 京 都 盛 岡 市	総会(秘書) 日税政会報新春座談会収録 囲碁会	樋口会長他 7 名 樋口会長 樋口会長他
土 井 亨 (藤 村 元)	自由民主党 宮城 1 区	令 4. 10. 13	東 京 都	税制改正建議	青木会長他
小野寺 五 典 (菅 野 勉)	自由民主党 宮城 6 区	令 5. 3. 3	仙 台 市	国政報告会	菅野幹事長他
遠 藤 利 明 (川 合 賢 助)	自由民主党 山形 1 区	令 4. 10. 13	東 京 都	税制改正建議	川合会長他
根 本 匠 (柳 内 一 彦)	自由民主党 福島 2 区	令 4. 8. 11 令 4. 8. 31 令 4. 12. 18 令 5. 1. 12	郡 山 市 郡 山 市 郡 山 市 東 京 都	税制改正建議 懇談 衆議院在職25年を祝う会 税制改正建議	柳内会長他 4 名 柳内会長他 2 名 柳内会長他 2 名 青木会長他
玄 葉 光一郎 (金 澤 博 信)	立憲民主党 福島 3 区	令 4. 8. 3	白 河 市	税制改正建議	金澤会長他 1 名

議員(後援会会長) 氏名	所 属	陳情等 実施日	実施場所	陳 情 等 テ ー マ	陳情等出席者
吉 野 正 芳 (小 松 修)	自由民主党 福島5区			実施なし	
津 島 淳 (柏 秀 人)	自由民主党 比例	令 4. 9. 21 令 4. 10. 15 令 5. 4. 20	青 森 市 青 森 市 青 森 市	総会 税制改正建議 総会	柏会長他27名 柏会長他4名 柏会長他21名
小 沢 一 郎 (及 川 高 志)	立憲民主党 比例	令 4. 8. 10 令 4. 11. 9 令 4. 12. 8 令 4. 12. 14 令 4. 12. 22 令 5. 1. 6	水 沢 市 水 沢 市 水 沢 市 水 沢 市 水 沢 市 水 沢 市	陳情(秘書) 〃 〃 総会打合せ(秘書) 〃 総会(本人)	及川会長他2名 及川会長他2名 及川会長 及川会長 及川会長 及川会長他
秋 葉 賢 也 (菊 地 弘 生)	自由民主党 比例	令 4. 10. 13	東 京 都	税制改正建議	青木会長他
金 田 勝 年 (櫻 井 康)	自由民主党 比例	令 4. 8. 10 令 5. 6. 23	能 代 市 能 代 市	陳情(秘書) 総会(秘書)	櫻井会長他1名 櫻井会長他22名
寺 田 学 (佐々木 茂 美)	立憲民主党 比例	令 4. 8. 29	秋 田 市	税制改正建議	佐々木会長他3名
亀 岡 偉 民 (佐 藤 吉 弘)	自由民主党 比例	令 4. 8. 19 令 4. 9. 2 令 4. 12. 23 令 5. 1. 13	福 島 市 福 島 市 福 島 市 福 島 市	陳情(本人) 陳情 総会(本人) 勉強会 国政報告会	佐藤会長他1名 佐藤会長他30名 佐藤幹事長他1名 佐藤会長他19名
菅 家 一 郎 (小 林 隆 晴)	自由民主党 比例	令 4. 7. 4 令 4. 8. 28	会津若松市 会津若松市	総会(本人) 陳情(本人)	小林会長 小林会長
舟 山 康 江 (佐 藤 登美子)	国民民主党 山形県	令 4. 7. 5 令 4. 8. 6 令 4. 8. 9 令 4. 10. 13 令 4. 12. 21 令 5. 1. 16 令 5. 6. 3	山 形 市 山 形 市 山 形 市 東 京 都 山 形 市 山 形 市 山 形 市	総決起集会 陳情 総会(本人) 民主党支部連合会定期大会 税制改正建議 意見交換会 意見交換会 総会(総会)	大津幹事長 佐藤会長他 大津幹事長 佐藤会長他 大津幹事長他 佐藤会長他1名 佐藤会長他18名
若 松 謙 維 (宗 像 住 孝)	公明党 比例	令 4. 7. 25 令 4. 10. 13	仙 台 市 東 京 都	税制改正建議 税制改正建議	青木会長他 青木会長他
村 岡 敏 英 (佐 藤 良 一)	無所属	令 5. 1. 17	本 荘 市	総会(本人)	佐藤会長他
愛 知 治 郎 (浅 利 一 儀)	自由民主党	令 5. 6. 23	仙 台 市	報告会	浅利会長他
中 泉 松 司 (澤田石 晶)	自由民主党	令 5. 3. 28	秋 田 市	総会(本人)	和田会長他
櫻 井 充	自由民主党 宮城県	令 4. 8. 17 令 4. 7. 25 令 4. 10. 13	仙 台 市 仙 台 市 仙 台 市	陳情(本人) 税制改正建議 税制改正建議	青木会長他2名 青木会長他 青木会長他

東北税理士政治連盟組織一覧

(令和 5 年 6 月30日現在)

団 体 の 名 称	設立届出年月日	会 長	幹 事 長
東 北 税 理 士 政 治 連 盟	51年 2 月27日	青 木 正	吉 田 恵 幸
宮 城 県 税 理 士 政 治 連 盟	51年10月18日	武 田 孫 市	有 坂 信 彦
岩 手 県 税 理 士 政 治 連 盟	51年 7 月19日	工 藤 重 信	佐 藤 雄 一 郎
福 島 県 税 理 士 政 治 連 盟	51年11月 6 日	大 橋 健 二	深 澤 広 守
秋 田 県 税 理 士 政 治 連 盟	51年 8 月 4 日	鈴 木 明 夫	高 橋 真 一
青 森 県 税 理 士 政 治 連 盟	51年 7 月20日	西 村 晴 夫	長 谷 川 有 実
山 形 県 税 理 士 政 治 連 盟	51年 4 月19日	斎 藤 榮 一	鈴 木 誠

令和 4 年県税理士政治連盟定期大会

団 体 の 名 称	月 日	開 催 場 所	本連盟出席者名
宮城県税理士政治連盟	7月20日	仙 台 市 パ レ ス ヘ イ あ ん	青木会長・吉田幹事長
岩手県税理士政治連盟	8月25日	盛 岡 市 ホ テ ル メ ト ロ ポ リ タ ン 盛 岡 本 館	—
福島県税理士政治連盟	7月15日	郡 山 市 郡 山 ビ ュ ー ホ テ ル ア ネ ッ ク ス	—
秋田県税理士政治連盟	8月26日	秋 田 市 ホ テ ル メ ト ロ ポ リ タ ン 秋 田	—
青森県税理士政治連盟	7月21日	青 森 市 ホ テ ル 青 森	—
山形県税理士政治連盟	7月15日	山 形 市 ホ テ ル メ ト ロ ポ リ タ ン 山 形	武 田 副 会 長

確定申告期における税務支援業務等の視察

開 催 日、開 催 場 所	出 席 議 員 名 (選 挙 区)
令和 5 年 1 月28日 (土) 山形テレサ	舟 山 康 江 (山形選挙区) 芳 賀 道 也 (山形選挙区)
令和 5 年 2 月 4 日 (土) 岩手県自治会館	階 猛 (岩手 1 区)
令和 5 年 2 月 5 日 (日) 岩手県自治会館	鈴 木 俊 一 (岩手 2 区)
令和 5 年 2 月11日 (土) 東北税理士会館	土 井 亨 (宮城 1 区) 秋 葉 賢 也 (比例東北)
令和 5 年 2 月23日 (木) ホテルグリーンパレス	亀 岡 偉 民 (比例東北)
令和 5 年 2 月23日 (木) ビックパレットふくしま	根 本 匠 (福島 2 区) 若 松 謙 維 (比 例)

日本税理士政治連盟の会議出席状況

年 月 日	会 議 名 等	出 席 者 名
令和 4. 7. 12	第 1 回後援会対策委員会	小山内副幹事長
令和 4. 7. 25	第 1 回国対委員会	益子副幹事長
令和 4. 8. 3	第 1 回財務委員会（ウェブ）	成瀬副幹事長
令和 4. 8. 8	第 1 回正副幹事長会（ウェブ）	吉田幹事長
令和 4. 8. 16	第 1 回幹事会（ウェブ）	大橋副会長、吉田幹事長
令和 4. 8. 16	第 1 回正副会長会（書面）	青木会長
令和 4. 8. 23	第 1 回広報委員会（書面）	森副幹事長
令和 4. 8. 26	第 2 回正副会長会（ウェブ）	青木会長
令和 4. 9. 21	第 2 回財務委員会（書面）	成瀬副幹事長
令和 4. 9. 29	広報委員会打ち合わせ	森副幹事長
令和 4. 9. 29	第 2 回正副幹事長会	吉田幹事長
令和 4. 9. 29	第 2 回幹事会	青木会長、大橋副会長、吉田幹事長
令和 4. 9. 29	第56回定期大会	青木会長他 6 名
令和 4. 10. 13	第 1 回政策・国対委員会合同会議	青木会長他 3 名
令和 4. 10. 18	第 2 回広報委員会	森副幹事長
令和 4. 11. 18	第 3 回幹事会（書面）	大橋副会長、吉田幹事長
令和 4. 11. 18	第 3 回広報委員会	森副幹事長
令和 4. 12. 5	第 3 回財務委員会（ウェブ）	成瀬副幹事長
令和 4. 12. 19	第 4 回広報委員会	森副幹事長
令和 5. 1. 6	第 1 回組織委員会正副委員長会	吉田幹事長
令和 5. 1. 12	第 1 回正副会長会幹事会合同会議	青木会長、大橋副会長、吉田幹事長
令和 5. 1. 12	第 3 回正副幹事長会	吉田幹事長
令和 5. 1. 16	第 1 回組織委員会	吉田幹事長、須田副幹事長
令和 5. 1. 19	第 5 回広報委員会	森副幹事長
令和 5. 3. 17	第 6 回広報委員会	森副幹事長
令和 5. 3. 31	第 3 回正副会長会	青木会長
令和 5. 4. 6	第 2 回組織委員会	吉田幹事長、須田副幹事長
令和 5. 4. 13	第 4 回正副会長会（書面）	青木会長
令和 5. 4. 13	第 2 回後援会対策委員会	小山内副幹事長
令和 5. 5. 17	第 7 回広報委員会	森副幹事長
令和 5. 6. 6	第 1 回後援会対策委員会正副委員長会（ウェブ）	小山内副幹事長
令和 5. 6. 13	第 1 回政策委員会	有坂副幹事長
令和 5. 6. 14	第 5 回正副会長会	青木会長
令和 5. 6. 16	第 8 回広報委員会	森副幹事長
令和 5. 6. 20	第 3 回組織委員会	吉田幹事長、須田副幹事長
令和 5. 6. 23	第 4 回幹事会（ウェブ）	大橋副会長、吉田幹事長

あいさつ要旨

税政連活動の更なる強化を

東北税理士政治連盟会長 青 木 正

代議員の先生方には定期大会にご出席頂きましてありがとうございます。日頃から東北税政連の活動に対し、ご理解とご支援を頂いていることに対し御礼を申し上げます。本日は、日税政の太田会長の代理として北海道税政連の名護会長、本連盟の顧問・相談役の先生方にもご出席を頂いております。

また東北税理士会の高澤会長、東北税理士協同組合の澤村理事長、そして初参加でありますTKC東北政経研の大藤会長にもご出席を頂いております。ありがとうございます。

東北税理士会が提案していた「所得税法の災害損失の適用期間」が延長されました。これは急転直下の出来事として、実現した経緯をご説明しますと、昨年の12月、自民党本部で税制調査会小委員会が開催され、財務省側から住澤主税局長（現、国税庁長官）らが出席しておりました。論点の一つとして「資産課税における相続時精算課税制度の下で受贈した不動産が、相続までの間に災害で滅失した場合の取扱い」についての説明があり、それに対し、福島2区の根本巧衆議院予算委員長より、「災害損失控除については東日本大震災では5年、その後の災害でも3年では所得から控除できない分が残ってしまう。特定の災害に限ってでもよいが所得税も5年にぜひ延ばすべきだ」との発言がありました。

これは昨年の8月に郡山で、大橋福島県税政連会長と柳内後援会会長を交え、東北税政連が集めた情報を根本先生に説明させていただいておりました。その内容は、3.11東日本大震災当時の申告書を保存している先生方からデータを頂き、それを表にまとめたものです。さらに、国際特別委員長の丸岡先生が志賀大学の准教授と研究していた「災害税制の国際比較」で、米国では災害発生の適用範囲も広く、2年間の繰り戻し還付と災害損失の繰越期間は20年間にも及ぶという資料を頂きました。

国税当局が災害税制の改正を拒む理由の一つに、控除期間を長くするとその間の管理が複雑になると主張しますが、米国の場合立証する責任は納税者側にあると言います。この情報は、財務省や関係国会議員、15単位税政連にも提供し、災害損失に関する情報の共有化を図りました。

根本先生の発言を受けて、宮沢税制調査会会長が「どういった対応が可能か検討し、税制調査会に報告して欲しい」と要望し、翌日、財務省側より、「特定非常災害に係る災害損失につき、繰越期間を損害の程度等に応じ現行3年から5年に延長する措置案」が追加資料として提示され、税制調査会の委員から特段の異論がなく、宮沢会長から「現案のとおり最終とりまとめを行う」との発言で令和5年税制改正大綱に載る事が決定しました。東北税理士会が熱望した災害税制は、こうして実現しました。

これは、何度も財務省主税局に通い、事務次官や総務課長らに説明していた事が実を結んだものです。さらに、参議院予算委員会でも若松謙維議員、通常国会開催の場で舟山康江参議院議員からも同様の質問をして頂きました。

周りから「災害損失にこだわるのは東北のエゴだ」といわれ、日税政の令和5年度税制改正要望の重点項目からも災害損失控除は外され、自民党推進議員連盟の場でも日税連側からの発言はありませんでしたが、東北税政連は諦めることはありませんでした。各後援会と各県税政連の日頃の活動の成果であります。

東北税理士会の調査研究部と連携し、当時の佐藤増彦部長が作成した解り易い資料をカラー印刷していただきました。東北税政連発のこの資料は、関係国会議

員と15単位税政連に配布し、データに基づいた解り易い内容との高い支持を受け、その後の税制改正の資料作成に一石を投じる結果となりました。

令和6年度の税制改正要望は、10月から導入される「インボイス対応」であります。免税事業者からの課税仕入れの8割控除を恒久的に維持するよう陳情していきたいと考えております。8月26日の日経新聞によれば、インボイスの申請件数は約300万課税事業者で278万社が登録し、約460万の免税事業者は92万社で全体で370万社となったとの報道がありました。財務省はインボイス制度の導入で160万の課税事業者が新たに生まれると試算していますが、あと1ヶ月程度でどの程度登録が進むのか、混乱が生じないのかを注視していきたいと思います。消費税に関して、軽減税率を廃止し単一税率とする。非課税取引の範囲を縮小する。基準期間を廃止する等、「公平・中立・簡素」の三原則の観点から抜本的に見直すよう陳情していきたいと思っております。8月23日に鈴木俊一財務大臣に面会し、同様の要望をしてきました。

当分の間、国政選挙がない「黄金の3年間」と言われておりましたが、一瞬、解散風が吹き荒れました。また吹く可能性があります。新聞報道等によれば、内閣支持率の動向で総選挙は令和7年夏頃までは実施されない可能性があります。政治は一寸先が分かりません。次の衆議院選挙から「10減10増」が実施され、宮城と福島選挙区では、議員の定員が一減されます。後援会の皆様には選挙支援体制を早期に整え、支援する国会議員を万全の体制で引き続き国会に送り出していきたいです。

東北税政連は、税理士による国会議員の活動をさらに強化していく考えです。そのための予算組みも実施いたしました。地元の国会議員と税制に関する勉強会を頻繁に実施していただき、普段から関係を強化していく。選挙権を持っている強みを活かしながら地元としての活動をしていく。その活動を東北税政連は全面的に支援したいと考えています。

今年は、役員改選の年に当り、各県税政連に新しい顔ぶれが揃いました。退任された各県税政連会長をはじめ役員の先生方から様々なお力添えを頂きました。心より感謝申し上げます。東北税政連は、東北税理士会との連携が良好に推移しております。各県の県連会長経験者が退いたあと、税政連の会長に就任する県が増加しております。税理士会と税政連は昔から「車の両輪」と言われてきました。東北税理士会の方針に沿い、東北税理士会の建議書に基づく税制改正案を関係国会議員に陳情していく。

その役割を担うのが税政連であります。税政連の活動なくして税制改正は実現しません。税政連に求められているのはキチンと結果を出すことです。我々税政連も負けじと活動を強化していかなければなりません。

本日は1年間の活動報告と今後の方針を論議する大事な大会です。限られた時間ではございますが、慎重審議の程、よろしくお願い致します。



あいさつ要旨

後援会活動の活性化と税制建議の実現を

日本税理士政治連盟会長 太田直樹

本日は、東北税理士政治連盟の第50回定期大会開催に心からお慶び申し上げます。また、日ごろから日本税理士政治連盟の会務運営に対し、格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

コロナ禍という我慢の状況が3年以上続いておりますが、5月8日に5類に移行し、対面による行事が続々と復活し、全国的には終わりのきざしが見えてきました。今年度の定期大会は、ご招待いただきありがとうございます。東北税理士政治連盟におかれましても、執行部の皆様には、困難な状況もあったことと思いますが、会務を執行されておられることに感謝申し上げます。このような状況の中、税理士政治連盟は重要な課題に対応していかなければなりません。

この場をお借りして、日税政の諸課題について現状の一端をご報告させていただきます。

まずは、税制改正への対応について申し上げます。

令和5年度税制改正では、インボイス制度の見直し、相続税と贈与税の一体課税、災害損失について特定災害により住宅・家財等に損失が生じた場合の雑損控除の繰越控除期間が3年間から5年間へ延長など、多くの要望が実現しました。

この成果をあげることができたのは、単位税理士政治連盟や税理士による国会議員等後援会に積極的に活動いただいたものであり、感謝申し上げます。

日税連が、6月22日の理事会において、「令和6年度・税制改正に関する建議書」を機関決定したことを受け、翌23日幹事会を開催し、「令和6年度・税制改正に関する要望書」を機関決定いたしました。今回は、①中小法人の配当促進税制の整備及び役員給与税制の見直し②消費税の非課税取引の範囲の見直し及び軽減税率制度の廃止③基礎的な人的控除のあり方と所得計算上の控除から基礎控除へのシフト、の3つを重要項目としてあげています。税制建議は、税制連の活動により実現してこそ、机上のものではなく現実の意義あるものとなります。日税政は、これまで以上にスピード感を持った迅速な対応に努め、税制建議の実現を強

く訴えてまいります。東北税理士政治連盟におかれましても、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

そして、国政選挙への対応について申し上げます。昨年7月に行われた第26回参議院議員通常選挙



代読 名越隆雄副会長

では、日税政推薦候補者73人中66人が当選する90%を超える当選率となり、日頃の活動の成果が出せたと分析しております。一昨年令和3年10月の衆議院選挙でも当選率は90%を超えており、国政選挙において良い結果が続いております。次の国政選挙は令和7年夏まで行われない可能性があります。政治は一寸先がわかりません。国政選挙への対応は、税政連にとって最も重要な活動です。全国の税政連の皆様の力を結集し全力で取り組まなければなりません。次期国政選挙においても、税政連の推薦議員を一人でも多く国会に送るため、東北税理士政治連盟におかれても、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、税政連の意義と役割がより重要になる一方、税政連組織の強化や後援会活動の活性化が喫緊の課題となっております。税理士政治連盟の目的は、税理士会の要望実現であり、税政連活動の成果はすべての税理士会会員が等しく享受します。すべての税理士が税政連の活動にご理解いただき、誇りと使命感を持って活動に参加していただけるよう、日税政は単位税政連の皆様と英知を結集して取り組んでまいります。

今後も、会員の皆様には、税理士政治連盟の活動に対して、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本日ご参会の皆様のご健勝と貴連盟の益々のご発展を切にお祈りいたしまして、祝辞いたします。

あいさつ要旨

よりよい申告・納税環境整備の実現に力添えを

東北税理士会会長 高 澤 圭 一

本日ここに東北税理士政治連盟第五十回定期大会が開催され、議案の審議が滞りなく終了されましたことに、心からお祝いを申し上げます。

また、創立五十周年記念講演会にお招きいただきまして、誠にありがとうございます。

貴連盟におかれましては、日本税理士政治連盟を始め、日本税理士会連合会及び東北税理士会の事業計画の基本方針及び重点施策事項等の実現に向け、また、日頃から各種施策の推進並びに強力な運動を展開されておりますことに、この場をお借りして衷心より御礼を申し上げる次第であります。

また、本年は、貴政治連盟の役員改選の年に当たり、任期満了により退任されます青木会長をはじめ役員の皆様には、政治連盟活動の重責を担ってご活躍されましたことに心から感謝申し上げますとともに、その御労苦に対し敬意を表する次第であります。

また、新しく就任されます工藤会長をはじめ新役員の皆様には、今後のご活躍と従前同様の本会へのご協力をお願い申し上げます。

さて、例年、税理士会が税理士法に定められているところにより税制改正についての建議書を作成し、権限ある官公署に提出をしておりますことはご高承の通りであります。

令和五年度の税制改正におきまして、東日本大震災被災単位会である東北税理士会の悲願でありました災害関連税制の改正要望が達成されました。

災害によるきめ細かな対応として特定災害に関する雑損控除期間が三年から五年に延長され、相続時精算課税制度適用被災贈与財産について相続時に再評価されることになり、被災者に寄り添う災害関連税制の実現に大きく前進するとともに、昨今、頻発する自然災害等に対応できる重要な改正と言え、貴連盟との二人三脚で行ってきました活動が実を結んだものと考えております。これは、貴政治連盟が、後援会活動を中心とした永年にわたる政治連盟活動の積み重ねによって達成したものであり、日本税理士政治連盟のご尽力の賜物であることはいまさら申し上げるまでもないことであります。

本年十月から開始されます消費税インボイス制度

や電子帳簿保存法等のデジタル化の発展により、納税者を取り巻く社会や経済の状況が一変しました。中小事業者に支援措置が講じられるなどの改正はなされましたが、流動化する社会経済環境にあって、これからも改正要望



事項は複雑多岐にわたる状況にあります。

貴連盟におかれましては税理士会の意を体して、その実現に向け惜しみないご努力をいただいておりますことは、永年にわたる貴連盟の活動の積み重ねによって成し遂げられたものと確信しております。

さらに、昨年三月に、貴連盟のご尽力もあり可決・成立しました第六次税理士法改正におきましては、ウィズコロナ時代の新しい時代を見据えた税理士業務や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や税理士に対する信頼を図るための環境整備といった、より一層信頼される税理士制度の確立を目指すものであり、税理士業務に直結する改正といえます。本会では、この改正を会員に的確に周知する施策を実施しているところでございます。

消費税インボイス制度や急激に発展しているICT化など、税理士業界を取り巻く環境の変化は著しく、そのなかで税理士に対する社会的な信頼や職能に対する期待がより一層深まっており、本会におきましても、今後も貴連盟のお力添えを戴きながら、共により良い申告・納税環境整備に邁進して参りたいと願っております。

結びに当たり、これまで当会に賜りました五十年にわたるご支援とご協力に深く感謝申し上げますと共に、貴連盟の今後益々のご発展を祈念して、お祝いのご挨拶とさせていただきます。

東北税理士会・東北税理士政治連盟・東北税理士協同組合 合同懇親会



秋葉賢也衆議院議員



若松謙維参議院議員



金子恵美衆議院議員



新役員のあいさつ

就任のご挨拶

会長 工 藤 重 信

このたびの第50回東北税理士政治連盟定期大会において会長に選任いただきました。よろしくお願いします。

東北税政連は、日本税理士政治連盟及び東北税理士会と連携し、税制改正要望実現に向け、税理士の社会的・経済的地位の向上を図るとともに、社会に適合する税理士制度及び公正な租税制度並びに民主的な税務行政を確立するために必要な政治活動を行うことを目的としています。

税理士会では、税理士法第49条の11（建議等）において、官公署に建議し又はその諮問に答申することができますと規定されています。実際に、日税連及び各税理士会では、官公署に対し積極的に税制改正要望について建議しています。

しかし、税理士会の税制改正建議が現実には法律として実現するためには、国政の最高機関である国会において法案を成立させる必要があります。そのためには国会議員の皆様のご協力なしには決して税制改正は実現しません。この税政連の活動を実現するための原動力は、本連盟を組織する各県税政連と税理士による国会議員等後援会であり、この積極的な活動が不可欠です。これからも、会員の皆様には税政連の活動にご理解ご協力をお願いいたします。



就任のご挨拶

宮城県税理士政治連盟

会長 武 田 孫 市

令和 5 年 7 月に開催された、宮城県税理士政治連盟（以下「県税政連」という。）の定期大会において二期目の会長に選出されました。副会長（東北税理士会宮城県内支部長）及び幹事長をはじめとする各役員と協力して、職責に当たってまいりたいと思っております。会員の皆様のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

県税政連は、東北税理士政治連盟と共に税制改正の各要望項目の実現に向けた活動を行っており、税理士による国会議員等後援会の組織とも協力のうえ、国会議員本人に対して陳情・要請等を行い、関係法令の制定、改正に向けての働きかけを行っております。



現在、県税政連の衆参両議員についての税理士による国会議員等の組織は 4 後援会となっておりますが、県税政連活動の柱と考えております。各国会議員の動向等も睨み合わせながら、後援会組織の充実に努めて参りたいと考えております。

また、運動方針の一つである「税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充」に関して、税理士の公益的な活動がこれらの理解につながることから、東北税理士会宮城県支部連合会並びに税理士会各支部が行う無料税務相談会等の実施状況について、国会議員の視察を引き続き実施したいと考えております。

税理士会と税理士政治連盟は車の両輪と言われております。その所以は、中小企業者等の税制改正等の要望事項を税理士会がまとめ、その実現を目指すうえで政治活動に制約のある税理士会に変わり、税政連がその役割を担う事にあります。今後とも税理士会、税理士政治連盟が一体となり、税制改正の実現に努めて参ります。県税政連関係の活動に尚一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

就任のご挨拶

岩手県税理士政治連盟

会長 三 河 春 彦

去る 8 月 24 日に開催された岩手県税理士政治連盟の定期大会において会長に選任されました。会長という重責に身の引き締まる思いで就任いたしました。

精一杯頑張っている所存でございますので、会員の皆さまのご支援ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

県税政連は、東北税理士政治連盟と共に税理士会の方針に沿い税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充に取り組むとともに、税理士制度及び公正な租税制度並びに民主的な税務行政を確立するために必要な政治活動を行うことを目的としております。

岩手県内には、税理士による国会議員等後援会組織が 3 団体ございます。

税理士会の行う税制改正等の建議の立法化には、国政を担う国会議員に対して、税理士会の考えや要望についてご理解・ご協力いただくとともに、税理士による国会議員後援会の積極的な活動が不可欠です。

例年、東北税理士会岩手県支部連合会及び各支部が実施している税理士による無料税務相談会への議員視察についても引き続き実施し、税理士会が公益的な組織として社会貢献に積極的に取り組んでいる状況をご覧いただき、税理士の社会的地位の向上と権益の確保・拡充にご理解を深めたいと考えております。

会員の皆様には、税理士政治連盟の活動にご理解を賜り、引き続きご協力をお願い申し上げます。



就任のご挨拶

福島県税理士政治連盟

会長 熊田 耕 治

令和5年7月の福島県税理士政治連盟定期大会において、会長に選出されました熊田です。宜しくお願い申し上げます。

税理士は、税理士法において税制改正及び税理士制度に関する建議をする権利を有しており、税理士会では国税庁はじめ関係各所への建議活動を行っていますが、その建議が国会で採択されるためには、国会議員の理解が不可欠であり、そのための政治活動が必要となります。

しかし、税理士会では政治活動は出来ませんので、それを担うのが税理士政治連盟（以下「税政連」という。）と税理士による国会議員等後援会ということになります。

つまり、税政連の目的は、税理士会の方針に沿い、税理士の社会的地位の向上を図るとともに、社会に適合する税理士制度及び公正な租税制度等の確立のため、必要な政治活動を行うことであり、毎年、東北税理士会の税制改正建議書に基づき、関係国会議員に対し陳情を行い、税制改正要望を実現するために活動しています。

まさしく、税理士会と税政連は車の両輪であり、税政連の活動無くして、税制改正や税理士法改正の実現はあり得ませんので、今後も税理士会員のため、積極的に活動していく所存です。



れています。もし、実施された場合、会員の皆様方におかれましては、東北税理士政治連盟が推薦する候補者を積極的に応援して下さいをお願い申し上げ、東北税理士政治連盟副会長就任のご挨拶とさせていただきます。

政治連盟の活動にご理解を

青森県税理士政治連盟

会長 長谷川 有 実

この度、令和5年7月21日の青森県税理士政治連盟定期大会におきまして、会長に選出させていただきました青森支部の長谷川でございます。私はこれまで6年間幹事長、副幹事長を努めて参りました。この東北税理士政治連盟50周年の良き年に誠に重責ではございますがこれから活動できることをうれしく思っております。

昨年度は、東北税理士会が建議した「災害税制」が税制改正で実現いたしました。この実現には、東北税政連、各県税政連、後援会等多くの方々の日頃からの各県選出国会議員、関係官庁等への陳情が大きかったように思います。

これら税理士会からの税制改正要望の実現には、多くの理解のある国会議員等に対しての陳情活動が必要となります。そのためには、政治活動に制限のある税理士会に代わり税理士政治連盟の活動が不可欠であり、この活動には会員皆様に財政的な支援をお願いすることが必要となります。どうか税理士政治連盟の活動にご理解をいただきご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



就任のご挨拶

秋田県税理士政治連盟

会長 鈴木 明 夫

この度、第48回秋田県税理士政治連盟定期大会におきまして、会長職に任じられました。これから向こう2年間におきまして、今定期大会において決議された運動方針に基づき精一杯の活動を進めてまいりますので、会員の皆様方におかれましては、どうか宜しくお願い申し上げます。さて、長年にわたり東北税理士政治連盟の最重要要望事項であった、「災害損失控除制度の創設」は、雑損控除の適用年数を3年から5年に延長する形で実現することが出来ました。これも、東北税理士会と一緒に国会議員に対する要望と陳情を重ねてきた成果であります。今後は、令和6年度税制改正要望事項の実現に向けて活動して行きます。また、衆議院議員選挙の実施の可能性も残さ



就任のご挨拶

山形県税理士政治連盟

会長 高橋 龍 二

令和5年7月の山形県政治連盟定期大会において、会長の職を仰せつかりました。その職責の重さを認識して努めてまいります。会員各位のご協力をお願い申し上げます。

税理士法49条の11に規定されている（建議等）の実現、税理士法改正の実現は、税理士会の活動は言うまでもなく、税理士政治連盟の国会議員に対する活発な活動があって実現していく場面を目の当たりにしてきました。このことが、税政連活動は税理士業務の遂行において密接な関係があるといわれる所以と理解しています。



東北税理士会が長年継続して建議してきた「災害損失控除」が実現できたのは、国会議員に対して東北税政連の活発な陳情活動等において実現できたことと言うまでもありません。

税理士会からの税制改正建議は毎年提出されます。次の税理士法改正もすでに検討が始まっています。これらの実現に向けて、税政連の活動が重要になりますので税理士による国会議員等後援会活動にご理解とご協力をお願いいたします。

副会長就任のご挨拶

副会長 吉 田 恵 幸

第50回定期大会で幹事長を退任し、今年度は7人目の副会長として工藤新会長を支えていくことになりました。幹事長時代には青木前会長のもと、選挙応援や税制改正要望の陳情活動、東北税理士政治連盟の組織活性化など苦労多いながらも様々な経験をさせていただきました。東日本大震災での経験を踏まえ、繰り返し陳情してきた東北税理士会及び東北税政連の悲願であった災害損失控除の繰越期間が3年から5年に延長になったことは、要望事項の一部の実現ではありましたが、非常に感慨深いものがありました。我々税理士として国民から期待されている税制に関する建議権の重みを感じるとともに、要望実現には相当の苦労を伴うものと実感しております。

経験を通して思うことは、税理士会の要望を実現させるためには、声の大きいこととタイミングが大切であるということです。声の大きさというのは、税制改正要望については税理士会会員皆様の要望事項であり、国会に声を届けるためには税政連役員だけでなく、税理士による国会議員等後援会の力と多くの税理士会会員の理解と支援が絶対必要であるということです。税政連活動への理解については、後援会活動や国会議員を囲んだ勉強会への参加が一番良い機会だと考えます。ぜひご参加をお願いいたします。

幹事長就任のご挨拶

幹事長 有 坂 信 彦

この度、工藤重信会長より幹事長に選任されました。どうぞよろしくをお願いいたします。これまで副幹事長として4期8年、そのうち3期は政策担当として、青木会長のもと、災害損失控除の繰越期間延長を中心



として後援会の皆様のご協力を頂き陳情活動を行ってきました。

ご承知のとおり、税理士法第49条の1に建議権があります。税理士会では官公署に対し、税制改正要望について建議しています。しかし、この建議を法律として実現させるためには、国会において承認される必要があります。税理士会は特別法人のため政治活動は制限されております。そのため税理士政治連盟が税理士会で作成された建議に基づき国会議員に陳情活動を行っております。

東北税理士政治連盟第50回定期大会において工藤新会長は、東北税政連の建議の中心であった災害損失控除については一応の決着を見ることができ、次の新たな方針を「東北ならではのテーマ」に求め、活動の軸足を見つけないとのご発言がありました。会長方針に沿い、新体制の活性化に微力ながら貢献して参りたいと思います。後援会活動の充実、会費納入率の向上等々、会員の皆様には、一層のご支援ご協力を何卒お願い申し上げます。

退任のあいさつ

ありがとうございました

東北税理士政治連盟
前会長 青 木 正

会長を含め20年間、税政連畑にいました。東北税政連50周年の節目に退任でき望外の喜びです。お陰様で様々な経験をさせて頂き感謝の一言に尽きます。

平成23年に岩手県税政連が提案した「被災者生活再建支援金」は、公明党の井上義久幹事長に直談判し、雑損控除の損失から控除しないものに変更されました。さらに、昭和26年の参議院農林委員会の議事録も提供して頂きました。全国農業協同組合連合会から「諸控除を引いた最後に雑損控除を差引く方法を採用して頂きたい」との要望に対し、政府委員は「医療費や扶養控除、障害者控除は原則として繰越しない建前にしている。雑損控除をした人には基礎控除、医療費控除が繰り越されるという結論になるのでそれでは面白くない（原文のまま）。私としては繰越ができる雑損控除から先ず引いていくという建前をとっている」。この資料は東北税理士会調査研究部でも活用して頂き、その後の建議書作成に役立ちました。

多くの先生方から災害税制に関する資料や情報、支援を頂き、災害税損失の適用期間延長に貢献できたこ



とは嬉しい限りです。税理士による国会議員等後援会の強化や税理士会との連携等を通じて税政連の地位をさらに高めて欲しいと願っております。合掌。

後援会活動を活発に

福島県税理士政治連盟

前会長 大 橋 健 二

この度の第50回定期大会をもちまして副会長を退任いたしました、ご協力ありがとうございました。

この4年間を振り返ってみますと、コロナの影響で3年間は思ったような陳情できずに、歯がゆい思いをしておりました。そのようななか、昨年の12月7日の自民党税調における根本匠先生の発言により、当初テーマにささえ上っていなかった「災害損失の繰越控除期間が3年から5年へ」と改正されることとなりました。

一昨年8月の根本先生への後援会による陳情で、どの部署と接点を持っているのかと問われた際に、内閣防災局参事官どまりであることが判明しました。「局長マターにしなければ進まない」との指摘をいただき、9月6日に日税連専務理事と調査研究部長に陳情をする機会を作っていただきました。

また、昨年8月11日郡山で、青木会長、吉田幹事長、根本匠後援会柳内会長と私の4人で、あらためて陳情をした結果が現れたものと考えております。

今回の成果を踏まえ、今後は特に、各税理士による後援会を中心に陳情等を積極的に展開して行くことが大切と思われます。

福島県においては、後援会活動の活性化を重要視し、東北税政連からの助成金にプラスして、後援会に助成をして参りました。各後援会での温度差はありますが、税制改正に向けて、それぞれが活発な活動を展開していただければと考えております。

今後とも税政連をよろしく願いいたします。

今後のご支援のお願い

青森県税理士政治連盟

前会長 西 村 晴 夫

7月の青森県税政連の定期大会において会長職を退任し、それに伴い東北税政連の副会長職を辞することとなりました。会員の皆様には多大なるご支援を頂き、お礼を述べるとともに感謝申し上げます。



県税政連としては税理士による国会議員等後援会を通じて国政を担う国会議員の先生とのパイプ役となり、税理士会の方針や陳情案件に理解を求めることを第一の役目として活動して参りました。青森県には、津島淳後援会と木村次郎後援会の二つが存在しています。私の在任期間中に八戸、十和田支部地区に後援会を創設したかったんですが、地域特有の事情がありまして実現しなかったことが残念でなりません。今後の課題として残してしまいましたが、解決してくれるものと期待しています。

青森県税政連の幹事長職10年と会長職6年の16年間過ごして来ましたが、ここ数年はコロナ禍によると言えば言い訳になりますが、活動の停滞があったことを深くお詫び申し上げます。今後、長谷川新会長のもと新執行部の皆が活躍してくれるものと確信していますので、会員の皆様には活動の底支えとなる「会費納入」だけをお願いして、退任のご挨拶といたします。

ご支援とご協力に感謝

山形県税理士政治連盟

前会長 斎 藤 榮 一

この度、山形県税理士連盟第50回定期大会において会長職を退任することとなりました。これまで県税政連幹事長として6年間、会長として2年間、合わせて8年間会務にかかわらせていただきました。県内各支部の会員の皆様からは県税政連に対し多くのご支援とご協力をたまり厚く御礼申し上げます。

税理士会と税政連はよく車の両輪にたとえられますが、税理士会の会務と税政連の会務に長く携わったものとしてまさにその通りとの感慨を持つものです。税理士会は税理士法に掲げられた「建議権」に基づき毎年税制改正建議書を権限のある官公署に建議し、税政連は各県選出の国会議員に対し、税政改正要望実現のため後援会を通じて強力な陳情活動を展開してきました。令和5年度の税制改正において、雑損控除の繰越期間が3年から5年に延長されましたが、税政連の活動があればこそその思いを強くするところです。

さて、当県では税理士による国会議員等後援会が2つしかありません。後援会は税政連活動の重要な柱となっています。私たちの活動をより充実したものにするためにも多くの後援会が必要です。各支部の会員の皆様の強い思いを持って新しい国会議員の後援会立ち上げに向けて一層のご協力を頂きたいと考えております。

結びにあたりこれまでの会員の皆様のご交誼に感謝を申し上げ、本連盟の今後の益々の発展をお祈り申し上げます。



創立 50 周年記念講演会を開催

9 月 4 日、仙台国際ホテル（仙台市）において、元衆議院議長の大島理森氏を迎え講演会を開催した。

大島先生にはご多忙中にもかかわらず「37年間を振り返り－政局と税についての所感」と題し、90分にわたり講義をいただいた。

この講演会は、東北税理士会、東北税理士協同組合の後援により開催されたものであり、税政連役員のほか約150名の会員が出席し盛会であった。



東 北 税 理 士 政 治 連 盟 役 員

会 長	幹事長	幹 事	推薦審査会長
工藤 重信（盛 岡）	有坂 信彦（仙台中）	佐藤雄一郎（盛 岡）	嶋 潮（八 戸）
副会長	副幹事長	蒲生 博基（郡 山）	顧 問
武田 孫市（仙台中）	千葉 勇喜（仙台北）	田中 文貴（五所川原）	深田 一弥（仙台中）
三河 春彦（盛 岡）	成瀬 廣（仙台南）	鈴木 誠（山 形）	長末 啓輔（仙台北）
熊田 耕治（郡 山）	須田 悦子（仙台南）	石川 隆雄（仙台北）	青木 正（仙台中）
鈴木 明夫（秋田南）	竹石 淳一（仙台北）	高橋 真一（秋田南）	相談役
長谷川有実（青 森）	森 智恵子（仙台南）	会計監事	大橋 健二（郡 山）
高橋 龍二（村 山）	長谷川光政（仙台中）	坂本芳次郎（仙台北）	西村 晴夫（青 森）
吉田 恵幸（仙台中）	笹田 武憲（仙台北）	加賀谷清孝（仙台中）	斎藤 榮一（山 形）
		岡 義彦（仙台南）	和田 孝仁（盛 岡）

各 委 員 会 の 委 員 長 ・ 副 委 員 長 が 決 ま る

本連盟は、9 月15日、東北税理士会館において幹事会を開催し、各委員会の構成員を次のとおり決定した。

政策委員会

委 員 長 千葉 勇喜（仙台北）
副委員長 佐藤雄一郎（盛 岡）

組織委員会

委 員 長 須田 悦子（仙台南）
副委員長 田中 文貴（五所川原）

広報委員会

委 員 長 森 智恵子（仙台南）
副委員長 石川 隆雄（仙台北）

財務委員会

委 員 長 成瀬 廣（仙台南）
副委員長 蒲生 博基（郡 山）

国対委員会

委 員 長 竹石 淳一（仙台北）
副委員長 鈴木 誠（山 形）

後援会対策委員会

委 員 長 長谷川光政（仙台中）
副委員長 高橋 真一（秋田南）

国会議員に税制改正を陳情

10月24日、衆・参議院議員会館等において、工藤会長をはじめ、税政連役員、税理士による後援会会長が、一斉陳情を行った。

陳情を行った国会議員は次のとおりである。

(敬称省略・順不同)

津島淳(衆・自民・比例)
江渡聡徳(衆・自民・青森1区)
神田潤一(衆・自民・青森2区)
木村次郎(衆・自民・青森3区)
富樫博之(衆・自民・秋田1区)
緑川貴士(衆・立憲・秋田2区)
御法川信英(衆・自民・秋田3区)
金田勝年(衆・自民・比例)
寺田学(衆・立憲・比例)
寺田静(参・無・秋田)
石井浩郎(参・自民・秋田)
遠藤利明(衆・自民・山形1区)

舟山康江(参・国民・山形)
土井亨(衆・自民・宮城1区)
秋葉賢也(衆・自民・比例)
西村明宏(衆・自民・宮城3区)
小野寺五典(衆・自民・宮城6区)
櫻井充(参・自民・宮城)
階猛(衆・立憲・岩手1区)
鈴木俊一(衆・自民・岩手2区)
小沢一郎(衆・立憲・比例)
根本匠(衆・自民・福島2区)
玄葉光一郎(衆・立憲・福島3区)
吉野正芳(衆・自民・福島5区)
菅家一郎(衆・自民・比例)
亀岡偉民(衆・自民・比例)
若松謙維(参・公明・比例)
植松利夫 国税庁長官官房審議官
小宮敦史 財務省大臣官房審議官(主税局担当)



津島淳衆議院議員



江渡聡徳衆議院議員



神田潤一衆議院議員



金田勝年衆議院議員



寺田学衆議院議員



寺田静参議院議員



舟山康江参議院議員



秋葉賢也衆議院議員



櫻井充参議院議員



鈴木俊一財務大臣



若松謙維参議院議員



植松利夫国税庁長官官房審議官



小宮敦史財務省大臣官房審議官
(主税局担当)

税理士による国会議員等の後援会結成状況

(令和 5 年 6 月30日現在)

氏 名	所 属	選 挙 区	代 表 者	結 成 日
衆議院議員				
木 村 次 郎	自 由 民 主 党	青 森 3 区	石 塚 徹	平30. 10. 13
階 猛	立 憲 民 主 党	岩 手 1 区	高 橋 淳	平27. 2. 8
鈴 木 俊 一	自 由 民 主 党	岩 手 2 区	樋 口 一 男	平12. 6. 8
土 井 亨	自 由 民 主 党	宮 城 1 区	藤 村 元	平27. 6. 26
小野寺 五 典	自 由 民 主 党	宮 城 6 区	菅 野 勉	平17. 4. 6
遠 藤 利 明	自 由 民 主 党	山 形 1 区	川 合 賢 助	平26. 10. 4
根 本 匠	自 由 民 主 党	福 島 2 区	柳 内 一 彦	平13. 4. 20
玄 葉 光一郎	立 憲 民 主 党	福 島 3 区	金 澤 博 信	平17. 8. 17
吉 野 正 芳	自 由 民 主 党	福 島 5 区	小 松 修	平31. 4. 24
津 島 淳	自 由 民 主 党	比 例	柏 秀 人	平24. 4. 24
小 沢 一 郎	立 憲 民 主 党	比 例	及 川 高 志	平 3. 3. 20
秋 葉 賢 也	自 由 民 主 党	比 例	菊 地 弘 生	平23. 9. 7
金 田 勝 年	自 由 民 主 党	比 例	櫻 井 康	平22. 11. 22
寺 田 学	立 憲 民 主 党	比 例	佐々木 茂 美	平22. 12. 12
亀 岡 偉 民	自 由 民 主 党	比 例	佐 藤 吉 弘	平27. 2. 28
菅 家 一 郎	自 由 民 主 党	比 例	小 林 隆 晴	平26. 7. 7
参議院議員				
舟 山 康 江	国 民 民 主 党	山 形 県	佐 藤 登美子	平23. 12. 10
若 松 謙 維	公 明 党	比 例	宗 像 住 孝	平29. 7. 3
非 現 職				
村 岡 敏 英	無 所 属		佐 藤 良 一	平26. 1. 11
愛 知 治 郎	自 由 民 主 党		浅 利 一 儀	平16. 4. 24
中 泉 松 司	自 由 民 主 党		澤田石 晶	平27. 1. 31

【報酬制度】NSS 口座振替システム

～税理士報酬専用商品～

顧問報酬の請求明細は「インボイス制度」に対応！

顧問先さまの ご負担を軽減

顧問先さまの現金・小切手の準備、
振込手数料・手間が省けます。

税理士事務所 のご負担を軽減

集金・送金依頼の
手間が省けます。

ご利用料金(消費税別)
基本料:2,000円
+
請求1件:112円
初期費用:0円



2023年10月導入の「インボイス制度」に対応

- 貴事務所のパソコンで「インボイス対応 顧問報酬請求明細」を作成・交付可能
- 貴事務所発行の当インボイスで、関与先さまは『仕入税額控除』が可能
- 「電子帳簿保存法」にも対応
- 「消費税・源泉所得税の自動加算機能」により手間が省け、誤入力も未然防止
- 入力データは11年2ヵ月保存され、いつでも出力可能。各顧問先の1年間分をまとめて印刷も可能
- 顧問報酬請求明細の「作成・保存」は無料(印刷代・用紙代を除く)

報酬口座振替システム
のご案内



報酬口座振替システム
利用開始までの流れ



税理士事務所向け

システムの特長は
こちらの動画を
ご覧ください！

ナビゲーター さくら



◀日本システム収納の
ホームページは
こちらから

日本システム収納

検索

お申込みは日本システム収納のホームページから簡単にできます

〔制度運営者〕

東北税協共済会、関東信越税協連共済会、東京地方税理士協同組合共済会、東海税協広栄会、
名税協共済会、北陸税理士広栄会、近畿税理士会、四国税理士共済会、九州北部税理士共済会、
南九州税理士共済会、沖縄税理士協同組合共済会

新規お問合せ専用《通話料無料》

TEL0120-700-676 受付時間 9:30～16:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

大同生命グループ
NSS 日本システム収納株式会社



営2258 2023/10

東北税協共済会

税理士ならびに事務所職員のみなさまのための

生命共済制度のご案内

＜交通災害特約・こども交通災害特約・こども特約付団体定期保険＞

意向確認のお願い

お申込みにあたっては、本資料をご覧ください。保障内容・保険金額・掛金等がご自身のご意向にあっていないか必ずご確認ください。

配偶者・お子さまもご加入いただける
ファミリータイプのグループ保険です。

この制度の特色

1. この制度は、正会員・従業員のみなさまとご家族の生活保障を目的としております。
2. 病気死亡、交通事故による死亡はもとより、交通事故による入院および身体の障がいも保障します。
3. 簡単な手続きでご加入いただけます。
(健康状態についての告知が必要です。)
4. 掛金は取扱金融機関の口座より、自動的に振替えます。
5. 1年ごとに当団体のみで収支計算を行い、剰余が生じたときは配当金としてお支払いします。
(収支計算の結果、配当金が0となる年度もありえます。)
6. 配偶者・お子さまもご加入いただけます。
7. 掛金は損金または必要経費に算入できます。

[法人税基本通達 9-3-5・9-3-6 の 2、所得税法第 37 条・第 76 条]

- ・ 法人が役員・従業員のために負担した掛金は、全額損金に算入できます。
- ・ 個人事業主が従業員のために負担した掛金は、全額必要経費に算入できます。
- ・ 個人事業主および役員・従業員がご自身のために負担された掛金（生計を一にする親族分を含む。）は、交通災害特約部分の保険料を除いた額が生命保険料控除の対象となります。

※記載の税務取扱は 2023 年 3 月現在の税制に基づくものです。

今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保障するものではありません。

東北税協共済会

東北税理士協同組合からのお知らせ

全税共関与先紹介カードについて

本組合では、本年度も東北税理士会会員による「1人1件紹介運動」を展開することにしております。

関与先に保険の案件があった場合には、「全税共関与先紹介カード」に必要事項をご記入の上、事務局あてにFAXいただきますようお願い申し上げます。

令和5年全税共関与先紹介カードのご案内

本組合では、保険事業の収益の増加を図るため、東北税理士会の会員の皆様の関与先を保険会社に紹介する「1人1件紹介運動」を展開しております。
関与先において、保険活用のある場合には、この「全税共関与先紹介カード」をご利用ください。
このカードを利用し、関与先を全税共提携保険会社にご紹介いただくと謝礼として1件につき3,000円（その保険案件が契約成立まで至った場合には10,000円）の商品券を贈呈いたします。なお、本組合で得た収益は、研修会の開催や図書配付等を通じて、組合員の皆様に還元しております。
皆様のご協力をお願い申し上げます。

全税共関与先紹介カード
(実施期間：令和5年1月1日～12月31日)

東北税理士協同組合 行
FAX 022-293-6731

所属支部 _____
税理士登録番号 _____
税理士名 _____

紹介先名 (関与先・個人名)	
住 所	(TEL. — —)
希望する保険会社 (○で囲んでください)	☐ 朝日生命 ☐ 第一生命 ☐ 日本生命 ☐ ジブラルタ生命 ☐ 明治安田生命 ☐ メットライフ生命 ☐ 住友生命 ☐ SOMPO まわり生命 ☐ アサヒ生命 ☐ 富国生命 (○で囲んでない場合は、組合役員が選定いたします。)

※保険会社記入欄

令和 年 月 日

東北税理士協同組合
理事長 澤村 三夫 殿

本組合カードの結果について、以下のとおり報告いたします。
☐ 成立 (月期保険料 円) ※年払い：1/12 とする。
☐ 不成立
 ※や賛成票にのらなかった場合(一択制)などは、報告者名： _____
 不成立票にのらない。 電話番号： _____

謝礼について
 ☆ご紹介いただいた契約が成立した場合：1関与先につき商品券10,000円贈呈
 ☆ご紹介いただいた契約が不成立の場合：1関与先につき商品券3,000円贈呈

※様式は組合ホームページからダウンロードできます。

紹介契約成立の場合

1件につき商品券
10,000円

紹介契約不成立の場合

1件につき商品券
3,000円

※注意事項

- 関与先以外（税理士本人及び事務所従業員等）の紹介は、保険契約が成立した場合のみ対象とします。
- 同一関与先内で複数の契約が成立した場合や同一関与先を2回以上紹介した場合でも1カウントとします。
- 保険会社営業職員への紹介のみ対象とします。税理士VIP代理店と営業職員の共同募集における紹介は対象としません。

手順

- 1 会員は「全税共関与先紹介カード」に関与先名称等の必要事項を記入の上、懇意の保険会社営業職員に手交または、組合事務局にFAX(022-293-6731)にて提出
- 2 組合事務局は「全税共関与先紹介カード」を「希望する保険会社」に連絡（希望する保険会社欄が空欄の場合は、組合役員に選定をお願いする）
- 3 受け取った保険会社担当者は、募集活動終了後、紹介カードに成立・不成立を記入の上、組合事務局宛に報告
- 4 組合はキャンペーン終了後、紹介カードを集計し、全税共に結果を報告
- 5 組合より「全税共関与先紹介カード」を提出した組合員に謝礼を贈呈

税理士界一筋おかげさまで50周年

「税理士とその関与先のために」 創業以来の理念です。

日税グループは、この理念のもと、税理士先生と一緒に関与先様の繁栄を支え、そこに関わる全ての方々に豊さと幸せをもたらすことによって日本社会に貢献いたします。

集金事務代行

不動産コンサルティング
(仲介・有効活用、鑑定評価等)

研 修
(税理士向け、関与先向け等)

総合コンサルティング
(資産・事業承継、M&A)

保険の有効活用

信 託

資金繰り改善
(ファクタリング等)

日税グループ

株式会社 日税ビジネスサービス

株式会社 共栄会保険代行

株式会社 日税サービス

株式会社 日税不動産情報センター

株式会社 日税経営情報センター

株式会社 日税信託